	[改正]					
第1章~第14章		第1章~第14章				
料金表 通則 1~25 (略) 第1表 料金(国際アウトロー 第1~第2 (略) 第3 通信料 1 適用	-ミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)	料金表 通則 1~25 (略) 第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第1~第2 (略) 第3 通信料 1 適用				
	通信料の適用		通信料の適用			
(1)~(8)の2	(略)	(1)~(8)の2	(略)			
(8)の3 データ定額パックに 係るデータ定額共有	ア〜セ (略) ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を999GBを上限として1GBごとに設定する申出(以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。 タ〜ハ (略)	(8)の3 データ定額パックに 係るデータ定額共有	ア〜セ (略) ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10GBを上限として1GBごとに設定する申出(以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。 タ〜ハ (略)			
(8)の 4~(24)	(略)	(8)の 4~(24)	(略)			
第3 2~第7 (略)		第3 2~第7 (略)				
第2表~第6表 (略)		第2表~第6表 (略)				
別表1~別表7 (略)		別表1~別表7 (略)				

1 2	以外のもの						1	2以外のもの					
地域		事業者名	ド又は64kb/sデ		り国際アウトローミン	用料の区分(通話モーグに係る電気通信回線へ	地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モ・ド又は64kb/sデジタル通信モードこより国際アウトローミングに係る電気通信回線 着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード				通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセーミモード
河 ピュート 田田			(略)				南・北アメリカ地方			(略)			
	(略)									(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨルダン・ハシェミット 王国	Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.	(略各)	(略各)	(略)	(略)		ヨルダン・ハシェミット 王国	Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.	(略名)	(略)	(略)	(略)
		Umniah Mobile Company	<u>△6</u>	=	<u>△ A</u>	<u></u>							

		(略)				(略)
オセアニア地方		((略)
ヨーロッパ地方		(略)		ヨーロッパ地方		(略)
アフ		(略)		アフ		(略)
アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国	(服务)		アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国	(略)
	エスワティニ王国	(暗各)				
	エチオピア連邦民主共和国	(四名)			エチオピア連邦民主共和国	(商名)
		(略)				(略)
	スーダン共和国	(暗)			スーダン共和国	(開答)

		エスワティニ王国	(明各)
赤道ギニア共和国	(略)	赤道ギニア共和国	(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
)通信の種類のうち△ 提供が開始されたとき (略)	、印が付されているものについては、 <u>平成30年10月31日</u> までの間において提供開始予定であり、それぞれにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。	(注) 通信の種類のうち, 提供が開始されたとき ! (略)	△印が付きれているものについては、平成 30 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれまにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エスワティニ王国(7)、エチポピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンピア共和国(7)、ボニア共和国(7)、ボニアピサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシベ民主共和国(7)、ザンピア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンパブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、セントヘレナ島(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミピア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、オナン共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、マラウイ共和国(7)、スポッワナ共和国(7)、ヘマイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、マグガスカル共和国(7)、モーリシャス共和国(7)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リピア(7)、リペリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 30 年 8 月 21 日経企第 1321 号) この附則は、平成 30 年 8 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、平成 30 年 9 月 1 日から実施します。

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンピア共和国 (7)、ギニア共和国 (7)、ボニア世サウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、コートジボワール共和国 (7)、コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・ブリンシペ民主共和国 (7)、ザンピア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、エスワティニ王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、オミピア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、△ボツワナ共和国 (7)、「カーナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、「カースーダン共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、モロッコ王国 (7)、リピア (7)、リベリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)

2 (略)

(注) (略)

	[改正]					
第1章~第14章 (第1章~第14章	_			
料金表 通則 1~25 (略) 第1表 料金 (国際アウトロー 第1~第2 (略) 第3 通信料 1 適用	ミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)	料金表 通則 1~25 (略) 第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第1~第2 (略) 第3 通信料 1 適用				
	通信料の適用		通信料の適用			
(1)~(8)D2	(略)	(1)~(8)の 2	(略)			
(7)の 4 データ通信モードの 定額通信料に係るデータ定 額共有	ア〜ソ (略) 夕 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を999GBを上限として1GBごとに設定する申出(以下「データ量上限設定オブション」といいます。)を行うことができます。	(7)の 4 データ通信モードの 定額通信料に係るデータ定額共有	ア〜ソ (略) 夕 共有代表回線の契約者は、人に規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10GBを上限として1GBごとに設定する申出(以下「データ量上限設定オブション」といいます。)を行うことができます。			
	チ〜ヒ (略)		チ〜ヒ (略)			
(8)の 4~(24)	(略)	(8)の 4~(24)	(略)			
第3 2~第7 (略) 第2表~第6表 (略)		第3 2~第7 (略) 第2表~第6表 (略)				
別表 1 ~別表 8 (略)		別表1~別表8(略)				

1 2	以外のもの	<u></u> ተወቴወ							1 2以外のもの						
地域		事業者名	ド又は64kb/sデ	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードこより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モド又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回能着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ						
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード				通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセーシ モード		
南、比ァメノカ也ら			(略)				南・北アメリカ地方			(略)					
	(略)									(略)					
		(略各)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	ヨルダン・ハシェミット 王国	Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.	(略名)	(略)	(略)	(略)		ヨルダン・ハシェミット 王国	Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.	(略名)	(略)	(略)	(略)		
		Umniah Mobile Company	<u>△6</u>	1	<u>△ A</u> <u>△ •</u> <u>△ ★</u>	<u></u>									

		(略)				(略)
オセアニア地方		((略)
ヨーロッパ地方		(略)		ヨーロッパ地方		(略)
アフ		(略)		アフ		(略)
アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国	(服务)		アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国	(略)
	エスワティニ王国	(暗各)				
	エチオピア連邦民主共和国	(四名)			エチオピア連邦民主共和国	(商名)
		(略)				(略)
	スーダン共和国	(暗)			スーダン共和国	(開答)

		エスワティニ王国	(明各)
赤道ギニア共和国	(略)	赤道ギニア共和国	(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
)通信の種類のうち△ 提供が開始されたとき (略)	、印が付されているものについては、 <u>平成30年10月31日</u> までの間において提供開始予定であり、それぞれにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。	(注) 通信の種類のうち, 提供が開始されたとき ! (略)	△印が付きれているものについては、平成 30 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれまにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エスワティニ王国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンピア共和国 (7)、ボニア共和国 (7)、ボニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、コートジボワール共和国 (7)、コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、ザンドメ・ブリンシペ民主共和国 (7)、ザンビア共和国 (7)、ジブチ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ペナン共和国 (7)、ペポツワナ共和国 (7)、マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、マダガスカル共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、モロッコ王国 (7)、リピア (7)、リペリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 30 年 8 月 21 日経企第 1321 号) この附則は、平成 30 年 8 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、平成30年9月1日から実施します。

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取 扱 地 域
(略)	(甲各)
アフリカ地方	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンピア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ボニア共和国(7)、ガンピア共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・ブリンシペ民主共和国(7)、ザンピア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンパブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、エスワティニ王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、セントヘレナ島(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミピア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、「カーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(7)、マリ共和国(7)、モロッコ王国(7)、リピア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レュニオン島(7)

2 (略)

(注) (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改正] [現行] 第1章 総則 第1章 総則

(用語の定義)

第1条~第2条 (略)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内 容
1~4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ又は株式会社テレビ岸和田
6~31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3)(略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名
(略)	(略)
第3-13種契約	株式会社アドバンスコープ

(用語の定義)

第1条~第2条 (略)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

SS & SIC COSTOS CONTINUENCIAL CONTINUENCIAL AND							
用語	内容						
1~4 (略)	(略)						
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社又は射水ケーブルネットワーク株式会社						
6~31 (略)	(略)						

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3)(略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事 業 者 名
(略)	(略)

笹	3	_	1.	4	糆	刧	約

株式会社テレビ岸和田

第2節~第3節 (略)

第4章~第15章 (略)

料金表 (略)

別表1~別表3 (略)

附 則 (平成 30 年 8 月 21 日経企第 1321 号) この改正規定は平成 30 年 9 月 1 日から実施します。 第2節~第3節 (略)

第4章~第15章 (略)

料金表 (略)

別表1~別表3 (略)